

令和5年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和5年2月9日（木曜日）

ＮＯＳＡＩ長野会館6階大会議室

午後2時05分 開会、開議

午後4時03分 閉議、閉会

出席議員（11名）

3 番	花岡利夫議員
5 番	下平喜隆議員
7 番	土屋勝浩議員
8 番	井坪 隆議員
10番	二條孝夫議員
11番	前田きみ子議員
12番	渡邊 光議員
13番	山崎啓造議員
14番	栩本 力議員
15番	渡辺正男議員
16番	萩原由一議員

欠席議員（3名）

1 番	今井竜五議員
2 番	柳田清二議員
4 番	勝野一成議員

説明のために出席した者

広域連合長	羽田健一郎
副広域連合長	平林明人
副広域連合長	竹節義孝
事務局長	清水剛一
会計管理者	田村浩志
業務課長	上條英輔
保健事業室長	平出邦夫
総務係長	久保井康典
担当係長（システム）	佐藤俊之
財務係長	塩原正樹
資格保険料係長	三井正勝
担当係長（保険料）	立岩 浩
給付係長	宮原明日香

担当係長（給付） 伊藤和也
保健事業係長 北原千奈美
担当係長（保健事業） 中野真吾

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 竹本好司
議会事務局書記 外谷 聡
議会事務局書記 井出侑里

議事日程

- 会期の決定
- 会議録署名議員の指名
- 諸般の報告
- 一般質問
- 議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例
以上1件上程 提案者説明
質疑、討論、採決
- 議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例
- 議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例
以上3件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第4号 長野県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例
以上1件上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
以上1件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例
以上1件上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第7号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
以上1件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決
- 議案第8号 令和5年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 議案第9号 令和5年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
以上2件一括上程 理事者説明
質疑、討論、採決

会議に付した事件

議事日程記載事件のとおり

午後 2 時 0 5 分 開会

議長（二條孝夫君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまのところ、出席議員数は11名でございます。

会議の定足数に達しておりますので、これより令和5年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

◎ 会期の決定

議長（二條孝夫君） それでは、これより本日の会議を開きます。

初めに、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

◎ 会議録署名議員の指名

議長（二條孝夫君） 次に、会議録署名議員を指名いたします。

5番下平喜隆議員、12番渡邊光議員の2名を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○ 現金出納検査結果及び定期監査結果

議長（二條孝夫君） この際、諸般の報告を行います。

本日、議場配付いたしましたとおり、監査委員において令和4年10月から12月までの各月の現金出納検査及び令和4年度定期監査が実施され、その結果について議長宛てに報告がありましたので、写しを配付してあります。

以上で、諸般の報告を終わりといたします。

◎ 広域連合長あいさつ

議長（二條孝夫君） ここで、定例会招集に当たり、羽田広域連合長から挨拶があります。

羽田広域連合長。

広域連合長（羽田健一郎君） 本日、2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多忙の折にもかかわらず御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

初めに、県内における新型コロナウイルス感染症の動向につきましては、11月上旬から

再び感染者数が急増した第8波では、12月に確保病床使用率が70%を超える等、医療提供体制が極めて困難な状況に直面いたしました。1月下旬以降、確保病床使用率が30%台にまで低下し、医療非常事態宣言が医療特別警報へと切り替わりましたが、いまだ多くの新規陽性者も見られ、予断を許さぬ状況が続いております。広域連合といたしましては、引き続き高齢者の皆様に必要な医療受診をお願いしていくとともに、保険料減免や傷病手当金の支給等の必要な支援に努めてまいります。

さて、昨年10月に、一定以上の所得がある被保険者の窓口負担割合が2割となる制度改正が行われ、はや4か月が経過いたしました。この間、広域連合には多くの皆様から問合せ等をいただきましたが、市町村におきましても、その対応に丁寧に御協力をいただき、おかげさまで大きな混乱もなく移行ができたものと認識をしております。

また、新たに2割負担となった被保険者の皆様の、月ごとの負担増加額を3,000円に抑える配慮措置に関しましては、高額療養費の支給を迅速に実施するため、銀行口座登録の申請勧奨を行いました。既に多くの対象者の皆様に手続を行っていただくことができまして、順次、該当者の皆様に支給を開始しております。

次に、今後の後期高齢者医療制度の動向について申し上げます。いわゆる団塊の世代の皆様が順次75歳を迎え、今後も急速な被保険者数の増加に伴う医療給付費の増加が見込まれております。令和5年度は、2年に一度の保険料率改定作業の年となりますことから、これまで以上に、その動向等に注視する必要があるかと存じます。

加えて、現在、国におきましては、出産育児一時金の増額に関わる後期高齢者医療からの財政支援や、高齢者負担率の引上げが議論されており、これらの制度改革の影響を精査し、被保険者の生活実態を考慮しつつ、財政の均衡を失することのないよう、適切な保険料率改定に努めてまいります。

また、令和6年秋に予定されておりますマイナンバーカードと被保険者証の一体化など、今後も様々な制度改正への対応も予想されますが、厚生労働省や市町村担当課の皆様との連携を密にし、被保険者の皆様が安心して適切な医療を受けられるよう努めてまいります。

次に、保健事業の取組について申し上げます。健康寿命の延伸を目的とした、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきましては、来年度は72市町村での実施が予定をされております。国におきましては、令和6年度から全ての市町村での実施を目指しておりますことから、実施体制の整っていない市町村に対し、実施に向けた支援や働きかけを行ってまいります。今後もデータヘルス計画に基づき、市町村及び県などと連携を図りながら、保健事業の推進に努めてまいります。

本日は、令和5年度予算案をはじめ計10議案を御審議いただきます。詳細につきましては別途御説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。

◎ 一般質問

議長（二條孝夫君） それでは、日程に従い一般質問に入ります。

通告がありますので、順次質問を許します。

最初に、15番渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番渡辺正男です。質問通告書に従って質問していきますが、1番をまず読み上げさせていただいて、一通り答弁いただいた後、再質問をして、それから2番へ移って質問させていただきたいと思います。それでは読み上げます。

主題、誰もが安心して医療が受けられる制度の確立を目指して。

1番、コロナ禍での後期高齢者医療の現状をどう分析するか。

（1）11月以降の陽性者数・死亡者数は。

（2）医療費の動向は。

（3）一部窓口2割負担の影響は。

①被保険者からの反応は。

②受診控えは出ているか。

③今後2割以上負担者の拡大は。

（4）ワクチンの効果をどう分析するか。

1番については以上です。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。上條業務課長。

業務課長（上條英輔君） 渡辺議員からの、コロナ禍での後期高齢者医療の現状をどう分析するかに関する御質問についてお答えします。

コロナ禍での後期高齢者医療の現状ということですが、初めに長野県内の感染状況につきまして申し上げます。新型コロナウイルス感染症につきましては、第8波における新規陽性者数の増加に伴い、昨年11月最終週以降、死亡者数の多い状況が続いておりました。加えて、昨年末には新型コロナウイルス感染症に加え、季節性インフルエンザの患者も増加するなど、医療体制が逼迫した状況が長く続いておりました。

直近では、1月中旬以降から感染者数も徐々に減少し、1月下旬以降、確保病床使用率が30%台にまで低下し、医療非常事態宣言が医療特別警報へと切り替わりましたが、いまだに多くの新規陽性者も見られ、予断を許さない状況が続いているものと考えております。

お尋ねの11月以降の新型コロナウイルス感染症による陽性者数・死亡者数についてお答えします。1月31日に県が発表した県内感染者の状況を申し上げますと、これは全世代の累計になりますが、陽性者数は43万7,800人、死亡者は815人となっております。11月議会でも申し上げました、10月31日時点の陽性者数の累計は23万5,423人、死亡者数は373人ですので、11月時点と比較をしますと、感染者数は約1.8倍、死亡者数は約2倍となっております。

陽性者の年代別内訳を見ますと、感染者総数43万7,800人中、70代が2万2,531人、80代以上が2万4,174人となっており、全年代に占める70代以上の陽性者の割合は約10%になります。

死亡者の年代別の統計は、令和4年9月25日までをまとめたものが公表されておりますが、全年代の死亡者347人のうち、70代が59人、80代以上が258人となっております。70代以上の死亡者は317人となっており、70代以上の死亡者が全世代の約91%を占めております。

当広域連合としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により前年より収入が減少した被保険者などに係る保険料の減免や、コロナ感染により働くことができず、給与を受け取れなかった被保険者に対する傷病手当金の支給を継続しております。

今後もこれらの取組を継続していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況や医療提供体制の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、医療費の動向についてお答えします。医療費の動向については、全員協議会でも報告事項の資料5で御説明を申し上げましたが、令和4年度は10月分までの実績で、総医療費は2,056億1,000万円、月平均の1人当たり医療費は7万918円となっております。令和3年度の10月までの実績と比較しますと、総医療費は3.35%、月平均の1人当たり医療費は1.33%の増加となっております。

令和2年度は、コロナ感染症を心配した受診控えによるものと思われる医療費の減少が見られましたが、令和3年度にはコロナ感染症の影響がなかった令和元年度と同程度まで回復し、さらに令和4年度は団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数が伸びたこともあり、総医療費が伸びたものと考えております。

次に、一部窓口2割負担の影響についてお答えします。初めに、被保険者からの反応についてお答えします。昨年10月から、一定以上の収入のある方の医療機関窓口負担が2割となりましたが、対象となる被保険者の皆様へは、9月初旬から順次2割負担の新たな被保険者証が配布されました。ですので、9月中旬から10月初旬までの間になりますが、一時的に電話による問合せが集中することはありませんでした。お問合せの内容としては、どうして自分は2割負担となったのかといったもので、保険証送付時に同封したリーフレットを御覧いただきながら丁寧な説明に努め、おおむね御理解いただけたものと感じております。

次に、受診控えは出ているかについてお答えします。11月定例会でも申し上げましたが、被保険者からの問合せの中には、2割負担となることで病院に行く回数を減らすなどの声は何件かありました。私どもとしても、負担増による受診控えを心配しておりましたが、制度改正後にそうしたお問合せは聞いておりません。

また、広域連合では、医療機関や被保険者の代表の皆様などをメンバーとした運営協議会を定期的に開催し、制度運営に係る様々な御意見をお聞きする機会を設けておりますが、1月27日に開催した会議においても、医師、歯科医師、そして薬局の薬剤師から、制度改正以降、大きな混乱や苦情はなかったと伺っております。市町村窓口においても同様の状況であります。

次に、今後2割以上負担者の拡大はあるのかについてお答えします。昨年11月に、全国後期高齢者医療広域連合協議会として、厚生労働省に対する要望活動を行っております。その中で、窓口負担については、まずしっかりと2割負担導入の施行状況を注視し、今後、短期間のうちに基準などの見直しによる2割負担以上の被保険者数を増加させる制度改正は行わないよう要望しました。当日、伊佐副大臣からは、今の制度が軌道に乗ることが大事であり、さらなる対象者の範囲の拡大は現時点では予定していない旨の回答がありました。当広域連合としましては、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ワクチンの効果をどう分析するかについてお答えします。厚生労働省ホームページの新型コロナワクチンQ&Aによりますと、日本で接種が行われている新型コロナワクチンは、その感染症の発症を予防する効果があり、また、感染や重症化を予防する効果も確認されている。時間の経過とともに感染予防効果や発症予防効果が徐々に低下する可能性があるが、重症化予防効果は比較的高く保たれていると報告されている。そのように説明されているものと承知しております。

議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 一部窓口2割負担の影響については、この後、前田議員から一般質問されますので、重複を避けたいと思います。

それで、長野県後期高齢者医療広域連合、それから全国の広域連合の協議会が11月に国に要望書を例年のように上げておられますが、その中からちょっと確認をさせていただきたいと思います。4番「令和4年5月開催の財政制度等審議会の建議「歴史の転換点における財政運営」において、「能力に応じた保険料負担を徹底していくべきであり、保険料負担でこそ、金融所得、さらに金融資産の保有状況を勘案した制度設計の徹底が求められる」という提言がなされているが、後期高齢者の生活に深刻な影響を及ぼすことがないよう、慎重な検討を行うこととし、性急な導入を行わないこと。」という協議会からの要望書になりますが、私はこの財政制度等審議会の建議、このくだりの部分について、性急にやらないということが要求されているんですが、この辺の意味合いというか建議されている内容については、どんな内容なのか、その辺ちょっと説明いただければと思います。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。事務局長。

事務局長（清水剛一君） 金融資産をどのように把握して保険料等に反映させていくかについては、私どもも国等に対して質問する機会はあるんですけども、はっきりとこうだというお答えは今のところいただいてございません。金融資産を保険料等に反映させていくというような制度改正は、非常に大きな問題だと考えてございますので、今後も機会に触れて、その点については質したり、あるいは私どもの要望を申し上げていきたいと思っております。

議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 同じく4番のところで、「（2）骨太の方針2022において中長期的な課題として検討を深めることとされている後期高齢者医療制度の運営体制について、持続可能で効率的な運営が可能となるよう、その進捗状況及び今後の見通しを情報提供すること。」とありますが、一般の人が読むと何を言っているのか意味がちょっと分からないんですが、今後の後期高齢者医療広域連合の制度の在り方についてだと思いますが、この骨太の方針の提案に対して、広域連合協議会が取っている立場、その辺について説明いただきたい。

議長（二條孝夫君） 事務局長。

事務局長（清水剛一君） 後期高齢者医療制度を広域連合が運営を担っているということについては、設立当初からいろいろな課題等が言われておりまして、特に最近、私ども各都道府県にあります広域連合では、職員が要はプロパーではなくて、毎年あるいは2年か3年ごとに市町村の職員が派遣されて運営されている。これはどの都道府県も一緒ですが、そうしたときに非常に専門的な分野でもありますし、御存知のとおり毎年のように制度改正があるため、それについていくのがなかなか難しいと各広域連合から言われております。

ですので、我々とすれば、後期高齢者医療制度を広域連合で行っている運営体制について、何か抜本的な、直接的な解決策の一つの案として、国民健康保険の広域化ということで、国保の保険者を都道府県にというような検討が何年か前にあったかと思いますが、それは途中経過みたいな形で、今は県と市町村で一緒にやっている状況でありますけれども、私どもの考えとすれば、都道府県に後期高齢者医療の運営を担っていただく、そんなこと

も、案というか一つの考え方としてあるのではないかということをこれまで申し上げてございます。それについて問いただすといえますか、毎回確認をしているというような状況ですけれども、これについては御存知のとおり国保の関係もなかなか保険料の統一化なども進んでおりませんので、そういった点も含めて、私どもも意見を申し上げてはおりますが、なかなか前に進んでいないなという状況でございます。以上でございます。

議長（二條孝夫君） 再質問ありますか。渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 時間の関係もありますので、1番については終わりにして、2番の通告を読み上げさせていただいて、2番に移りたいと思います。

2番、マイナンバーカード保険証利用の現状と今後の取り組みは。

- (1) カード交付率と全国順位は。
- (2) 保険証利用率と全国順位は。
- (3) 医療機関・薬局の対応は。
- (4) 原則義務化にどう対応するか。

以上です。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。業務課長。

業務課長（上條英輔君） マイナンバーカード保険証利用の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、長野県における75歳以上の方のマイナンバーカード交付率と全国順位の状況を12月末現在の数字で申し上げますと、全国平均57.8%に対して51.1%となっており、全国順位は第38位となっております。

次に、保険証利用率と全国順位についてお答えします。マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録率ですが、四半期ごとに国から登録率が情報提供されております。令和5年1月14日現在の情報によりますと、長野県における登録件数は7万9,029件となっており、直近の被保険者総数の21.6%となっております。全国及び都道府県別登録状況は公表されておられませんので、全国順位は不明でございます。

なお、国民健康保険や被用者保険を含めた公的医療保険全体では、1月16日に開催されました社会保障審議会医療保険部会の資料によりますと、1月9日時点、全国の登録率は56.1%となっております。

次に、医療機関や薬局の対応についてお答えします。マイナンバーカードと保険証を一体化したものをマイナ保険証と申しますが、マイナ保険証を利用したオンライン資格確認の運用を開始している県内の医療機関は、1月8日時点で、病院で62.1%、医科診療所で39.8%、歯科診療所で33.4%、薬局で60.5%となっております。全体で44.6%の医療機関及び薬局でマイナ保険証を利用できる状況となっております。

ちなみに、1月8日現在、マイナ保険証を読み取るための資格確認用カードリーダーを申し込んでいる医療機関数は全体の92%に上っており、今後はさらにマイナ保険証が利用できる医療機関が増えていくものと考えております。

次に、マイナ保険証の原則義務化にどう対応するかについてお答えします。政府は昨年の10月13日、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を進め、令和6年秋に従来の被保険者証の廃止を目指す方針を表明しました。それに対して、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、昨年11月17日に行われた国への令和4年度秋季要望において、マイナ保険証へ

の一本化について要望をしております。

内容としましては、国においてもマイナンバーカードを持つことのメリットをしっかりと周知するとともに、高齢者の特性を踏まえ、カードの取得から保険証利用までの手続が簡素化されるよう検討いただきたい。また、長野県でも高齢の開業医が地域医療、とりわけ過疎地医療を支えている側面が大きいため、電子化・オンライン化が進んでいない開業医も多く、システム導入に戸惑うことが予想されるため、受皿となる医療機関や薬局などのシステム環境の整備にもしっかりと御対応いただけるようお願いしてまいりました。

その要望に対しては、伊佐副大臣からの回答は、まず、健康保険証の一体化に向けては丁寧にやっていきたいという回答をいただきました。また、マイナ保険証の利用については、私も体験して利便性を実感したので、そういったところも広報していく必要があるとおっしゃっておりました。

国では、昨年12月にデジタル庁に、マイナンバーカードと保険証の一体化に関する検討会及び専門家ワーキンググループが設置されました。そこでは、マイナンバーカードを紛失したときの早期に再交付する仕組みや、何らかの事情によりマイナンバーカードの取得をされない方が、保険診療を受けられるような検討が既に始まっております。

今後は国における検討状況や環境整備の進捗状況を注視しつつ、必要に応じて現場からの要望や意見を国に対して申し上げていきたいと考えております。

議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 時間もございませんので、このマイナンバーカードを保険証として実際に医療現場で使われるようになって、様々なトラブル、不具合とかシステムの障害というのが報告されていると思うんですが、先ほど答弁の中にもありましたけれども、私も先ほど取り上げました、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に上げたマイナンバーカード関連の要望について、性急に進めることなく、混乱を招かないように各広域連合に十分に意見聴取した上で具体的な方針を検討するようという要望が上がっております。

マイナンバーカードを保険証と一体化していくことに対しては、お医者さんも随分反対をされていて、また、カードリーダーの運用についても事務的な負担が多くなってしまうという御意見もありますので、そういった実態を十分把握した上で、国には性急に進めるのではなく、しっかりやってもらいたいという要望をしっかりと上げていただければと思いますけれども、その辺のシステム障害だとか現場でのトラブル等どんなものが報告されているかについて、それから今後どのように不具合であるとか、不便や不都合をしっかりと把握していく、その心構えについて、答弁いただいて終わりたいと思います。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。事務局長。

事務局長（清水剛一君） システムの不具合等については、いろいろな方にもお聞きをしているんですが、特に長野県ではまだ実際に使われていない部分が多いというのもあるのか分かりませんが、具体的な不具合は県内においては聞いておりません。

おっしゃるとおり様々な課題は、答弁の中でも私ども申し上げましたけれども、あろうかと思っています。当然、マイナンバーカード自体の取得は義務化されておきませんが、そこから始まって、一方で保険証はほとんど皆さんがお持ちで使うものでございますので、その整合、答弁の中でも申し上げましたけれども、マイナンバーカードをお持ちでない方の診療、受診をどうするのかということは大きな問題だと思っておりますので、私どもと

厚生労働省との意見交換の場は何回かありますけれども、その中でも現場ではこういうことが困るんだとか、こういうことを心配しているんだと申し上げているところです。

ただ、国においてはマイナ保険証の旗振り役として厚労省とは別にデジタル庁があるわけですね。デジタル庁のほうはマイナンバーカードの普及を進めたいというところに保険証を持ち出してきている部分もございますので、ただ、厚労省とすれば、それだけではなくて、しっかりと制度の中に乗っていくような形でやりたいとおっしゃっていますので、私どももいろいろ現場の意見を申し上げて、いいものになるようにしていきたいと考えております。

議長（二條孝夫君） 残り20秒です。渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） また次回、チャンスがありましたら質問したいと思います。今日は終わりたいと思います。

議長（二條孝夫君） 渡辺議員の質問は終了しました。

次に、11番前田きみ子議員。

11番（前田きみ子君） 議席番号11番、前田きみ子です。2点の項目で質問いたします。大項目ごとの答弁をお願いいたします。

主題、高齢者の安心医療のために。

大項目1番、2022年10月からの所得により、医療費2倍の実施について。

- （1）10月以降の反応はどうか。
- （2）対象となる後期高齢者への配慮措置の周知の状況は。
- （3）窓口負担を抑える配慮措置の申請数は。

以上です。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。業務課長。

業務課長（上條英輔君） 前田議員からの、2022年10月からの所得により、医療費2倍の実施についてお答えします。

昨年10月から、一定以上の所得のある方の医療費の窓口負担割合が2割となり、その該当者は、県内全被保険者の19.2%に当たる6万9,789人となっております。この見直しの背景としましては、今後いわゆる団塊の世代の皆さんが75歳以上となり、被保険者数が急増することから、医療費の増大が見込まれ、現役世代からの支援金が今後も拡大していく見通しが言われております。今回の窓口負担の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものとされています。

初めに、10月以降の反応はどうかについてお答えします。渡辺議員からの質問でも答弁しておりますが、昨年9月以降の約2週間程度は電話による問合せが集中する状態がありました。問合せの内容としましては、自分がなぜ2割負担になるのかといった趣旨のものが一番多くありました。中には、負担割合が1割から2割になることで医療にかかる回数を減らさなければいけないかもしれないというような相談もありましたが、見直しの背景に加え、急激な負担増を抑える配慮措置や、負担限度額は1割負担と同額に据え置かれているため、負担が単純に2倍となるわけではないことなど、制度改正の趣旨を丁寧に説明することにより、おおむね御理解を得ることができたものと考えております。制度改正から、はや4か月が経過しましたが、現在は電話によるお問合せもほとんどない状況になっております。

次に、対象となる後期高齢者への配慮措置の周知の状況についてお答えします。昨年10月からの窓口負担割合の見直しに当たり、令和4年当初から、制度改正全体はもちろんのこと、配慮措置についても様々な機会を捉えて周知に努めてまいりました。配慮措置は、必要な医療の受診が抑制されないことがないように、外来診療の月々の負担増加額が最大でも3,000円に収まるように高額療養費として払い戻すものであり、丁寧な周知が必要と考えてまいりました。

具体的には、まず市町村の御協力を得て、広域で作成したリーフレットを市町村窓口などで配布していただいたり、市町村広報誌またはホームページへ制度改正に関する記事の掲載をお願いしました。さらに、医療機関や高齢者施設などにもポスター掲示とリーフレット配布をお願いしました。

2割負担となる該当者の方へは、9月に2割負担の保険証を交付しましたが、その折に配慮措置を含め、制度改正について分かりやすく説明したリーフレットを同封いたしました。加えて9月下旬には、配慮措置をスムーズに受けていただくための高額療養費支給事前申請書の通知を発送しましたが、その折にも分かりやすい説明リーフレットを同封いたしました。また、事前申請の手続などに関するお問合せが殺到することが予想されましたので、業務委託によるコールセンターを設置し、該当者の皆様への利便性の向上に努めました。

最後に、窓口負担を抑える配慮措置の申請数についてお答えします。先ほども申し上げましたが、窓口2割負担の該当者は6万9,789人で、県内全被保険者の19.2%に当たります。そのうち高額療養費の口座登録のない方など、事前に手続をする必要がある方3万4,639人に勧奨通知を発送し、2万7,331人の方から事前申請をいただくことができました。これは手続が必要な勧奨者の約8割に当たり、我々の当初見込みを大幅に上回るものとなりました。配慮措置に対する関心の高さを感じるとともに、私どもの周知活動の効果があったものと考えております。

10月診療分で配慮措置に該当した方へは、令和5年1月10日に高額療養費としてお振込を始めており、今後も順次支給を進めてまいります。

議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。前田議員。

11番（前田きみ子君） 配慮措置の周知ということで、制度改正の前からやったださっているわけですが、ここで6万9,000人のうちの2万7,000人、8割が配慮措置の申込みをしたということですが、この配慮措置というのは令和4年10月から令和7年9月30日までの期間ということで、配慮措置が今後行われなくなる可能性が出てきます。この配慮措置の期間中はいいのですが、令和7年10月以降は、この配慮措置がなくなるということではないのでしょうか。その辺について伺いたいします。

議長（二條孝夫君） 業務課長。

業務課長（上條英輔君） ただいま今後も配慮措置が期間を超えても継続するのかどうかという御質問をいただきましたが、現在のところ、配慮措置は期間限定という形で設けたものでございます。ですので、まだその後が続くとか、そういった関係のお話はまだ聞いておりませんので、現在のところ配慮措置は期間限定のものと認識しております。

議長（二條孝夫君） 前田議員。

11番（前田きみ子君） 再度、配慮措置の周知の状況についてですけれども、私も医療機関

に行ったときに、この配慮措置についてのポスターが貼ってありましたが、医療機関によっては小さいポスターで何を書いてあるか分からない。大きなポスターもありましたが、配慮措置の制度は、なかなか分かりづらいのではないかと考えています。リーフレットの同封などもありますが、対象者に対する周知は、周知に対するこちらの理解といいますか、被保険者は承知しているのかということについては、どのように考えられますか。

議長（二條孝夫君） 業務課長。

業務課長（上條英輔君） ただいまの議員からの御質問でございますが、配慮措置の制度を被保険者が承知しているかということをお聞きされたかと認識しておりますが、配慮措置につきましては、制度自体の周知方法は先ほど申し上げた御説明のとおりでございますが、その制度に対して申請された方々というのは、まず高額療養費の口座登録をしていない方で2割負担に該当している方になります。その中で申請の勧奨を行った際に、80%の方から要は回答、手続をいただくことができております。こういった側面から考えますと、周知は被保険者に届いたものと私どものほうでは思っております。

議長（二條孝夫君） 事務局長。

事務局長（清水剛一君） ちょっと補足で御説明申し上げますと、配慮措置ですけれども、今申し上げている事前申請は、要は具体的には口座登録をしてくださいということなんです。私どもで職権でといいますか、自動的に自己負担額の計算をいたしまして、どなたが配慮措置に該当するかどうか分かりますので、該当すると分かった方には、まだ口座登録をしていないから、口座登録をしてくださいという申請を改めて申し上げるという形になります。

ですので、残りの20%の方、事前申請されなかった方で配慮措置にかかった方には、そういった手続を改めてご案内申し上げることになっておりますので、漏れることはないかというように考えてございます。

議長（二條孝夫君） 再質問ありますか。前田議員。

11番（前田きみ子君） 質問ではないのですが、今の事務局長の御答弁で、負担割合が2割になって、薬局に行っても、お金が足りなかったとか、2割になったことについての混乱みたいなものが、あったように感じていましたので、お聞きいたしました。今の事務局長の御答弁でいいかと思います。

では、大項目の2に移ります。コロナ感染症について現状と今後の取り組みは。

（1）コロナ感染症第8波の状況は。

（2）傷病手当金や保険料減免の申請状況はについて伺います。

議長（二條孝夫君） 答弁を求めます。業務課長。

業務課長（上條英輔君） コロナ感染症についての現状と今後の取り組みについてお答えします。まず、コロナ感染症第8波の状況についてですが、渡辺議員からの質問にもお答えしておりますが、長野県内の状況を申し上げます。第8波における新規陽性者数の増加に伴い、昨年11月最終週以降、死亡者数の多い状況が続いております。加えて、昨年末には新型コロナと季節性インフルエンザの患者も増加するなど、医療体制が逼迫した状況が長く続いております。

直近では、1月中旬以降から感染者数も徐々に減少し、1月下旬以降、確保病床使用率が30%台にまで低下し、医療非常事態宣言が医療特別警報へと切り替わりましたが、いま

だに多くの新規陽性者も見られ、予断を許さない状況が続いているものと考えております。

次に、傷病手当金や保険料減免の申請状況についてお答えします。まず、傷病手当金ですが、これは給与を受けている方で新型コロナウイルスに感染し、療養のため労務に服することができず、その間の給与の支払いを受けられない方が申請により傷病手当金の支給を受けられるものです。令和2年4月から令和5年1月末までの間に23件の申請があり、79万2,173円を支給しました。

次に、保険料減免についてですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度以上の収入減少が見込まれる被保険者などに対して減免しているものです。令和2年2月から令和5年1月末までの間に655件の申請があり、2,950万200円を減免しました。

議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。前田議員。

11番（前田きみ子君） 傷病手当金は23件ということで、それから保険料減免では、令和2年度から令和5年度までの655件、この状況については、655件の申請については、どのように捉えていますか。多いのか少ないのか。

議長（二條孝夫君） 業務課長。

業務課長（上條英輔君） ただいまの保険料減免について、655人が多いのか少ないのか、多いかどうかということの質問をいただきました。それについてお答えします。600件を超える申請件数が、それが多いか適正かという判断は致しかねるんですけれども、実際に働いていらっしゃるって、それで新型コロナウイルスに感染をして、なおかつ給与を受け取れない期間が生じていた方々が600人を超えているという状況でいただいておりますので、コロナが流行拡大した段階では比較的多い状況になっておりますが、最近におきましては申請件数も徐々に減っているという状況でございます。

すみません、ただいまの質問の答弁ですが、訂正させてください。傷病手当金と中身を勘違いして発言してしまいましたので、改めて訂正させてください。

前年の所得に対して30%程度の減収があった場合に、保険料を減免するという制度でございますので、600人を超える減収された方がいらっしゃるという状況でございます。申請件数が多かったかどうかについては、それを多い少ないと表すことはできませんけれども、それ相応に多い状況で申請が出されて、減収された方々に対して減免を行っていました。その申請の中には、残念ながらお亡くなりになられた方へも減免をするということになってございますので、減収した方、さらにお亡くなりになられた方に対して減免したものとなっております。

議長（二條孝夫君） 再質問はありませんか。前田議員。

11番（前田きみ子君） この適用期間ですけれども、これも令和5年3月31日までで療養のために労務に服することができない期間が対象となっております。3月31日までに延長されたということですが、これからまだまだコロナ感染が収束する見通しではないということで、ぜひともこれは今後も継続していただきたいと思いますが、これについてはいかがですか。

議長（二條孝夫君） 業務課長。

業務課長（上條英輔君） ただいまの議員の質問の期間を延長するのかどうかについてお答えしたいと思います。現在、私どもで承知している期間は、議員におっしゃっていただいたように3月31日まで延長したところであります。国から、まだはっきりとした連絡がご

ざいませので、私たちも国の方針に従いまして手続を進めていきたいと、このように
思っております。

議長（二條孝夫君） 再質問はありますか。前田議員。

11番（前田きみ子君） 以上で再質問はありません。終わりにします。

議長（二條孝夫君） 前田議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を全て終了いたしました。

◎ 議会第1号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） それでは議事に入ります。議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連
合議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番山崎議員。

13番（山崎啓造君） 13番山崎啓造議員でございます。

議会第1号 長野県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例につい
て御説明申し上げます。

本案につきましては、萩原由一議員に御賛同いただきまして提出をさせていただきます。

条例制定の理由でございますが、個人情報保護法の改正により、法律の規定が地方自治
体に直接適用されることとなりましたが、議会は法の適用対象から除外されたところでご
ざいます。

本議案は、長野県後期高齢者医療広域連合議会の保有する個人情報の適正な取扱いに関
し、必要な事項を定めるとともに、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の
権利・利益を保護するため、条例を制定しようとするものです。

よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上、議会第1号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

最初に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手
を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から議案第3号 3件一括上程、理事者説明、 質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例から、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例までの3件は、関連がありますので、一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第1号から議案第3号までにつきまして、一括して御説明を申し上げます。

議案第1号 個人情報の保護に関する法律施行条例でございます。初めに、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明を申し上げます。

これは、令和3年に個人情報保護法が改正されたことによりまして、令和5年4月から広域連合における保有個人情報の取扱いが、現行の個人情報保護条例によるものから個人情報保護法によるものとなることから、現行の条例を廃止し、法において、「条例で定める必要がある事項」及び「条例で定めることができる事項」とされる事項を規定した法施行条例を制定するものです。

内容といたしましては、個人情報保護法において「条例で定める必要がある事項」とされております「開示請求に係る手数料」、これを定めるほか、法を施行するに当たり必要な事項を規定するものとなります。

なお、条例の附則におきまして、現行の個人情報保護条例を廃止し、廃止に伴う罰則の適用等の経過措置を定めてございます。

以上、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例の説明を申し上げます。

続きまして、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

これは、個人情報保護法の改正によりまして、同法律が直接、私ども広域連合に適用されることとなったことから、同法律と広域連合の情報公開条例に規定されております「開示請求があった場合における不開示情報」、これにつきまして、双方の整合性を図る必要が生じたことから、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、現行の情報公開条例において公開対象となっている「公務員の氏名」、これを公開対象から除くなど、個人情報保護法との整合性を図る改正を行うものです。

また、この後説明いたします情報公開・個人情報保護審査会条例の制定に伴いまして、情報公開条例中の情報公開審査会、これに係る規定を削除いたします。

以上、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。

続きまして、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例について御説明を申し上げます。

これは、広域連合の個人情報保護条例の廃止に伴い、新たに、同条例に規定される個人情報保護審査会に係る組織や調査・審議の手続について定めた条例を制定する必要が生じたため、個人情報保護審査会と情報公開条例に規定される情報公開審査会を統合させた情

報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、審査会の所掌事項を定めるほか、審査会の組織、審査請求が行われた場合の調査・審議の手續について、また、委員の守秘義務違反に係る罰則等について定めるものでございます。

以上、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の説明を申し上げました。

以上、個人情報保護法改正に伴う条例案3件につきまして、一括して御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 議案3件の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を3件一括して行います。これより質疑に入ります。御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

初めに、議案第1号 長野県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例に対する討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

それでは採決に入ります。本案を原案のとおりとすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例に対する討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 長野県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例に対する討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 4 号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第 4 号 長野県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第 4 号 長野県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例について御説明を申し上げます。

令和 5 年度から、国家公務員と同様に地方公務員の定年についても 65 歳へと段階的に引上げとなりますが、それに併せまして、管理監督職に就くことができる年齢に上限を設ける管理監督職勤務上限年齢制が導入されます。

そのため、広域連合においては、地方公務員法の改正により条例で定めることとされております管理監督職勤務上限年齢等に関する事項について定める条例を、今回新たに整備するものでございます。

内容といたしましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職及び管理監督職として勤務できる年齢の上限を 60 歳とすることを定めるものでございます。

以上、議案第 4 号 長野県後期高齢者医療広域連合管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する条例の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 5 号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第 5 号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第 5 号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

これは、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴いまして、広域連合の非常勤職員の育児休業の取得要件を見直すとともに、育児休業等を取得できる環境の整備について所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、部分休業及び育児休業の取得要件のうち、これまで「引き続き在職した期間が1年以上」としておりました要件を廃止いたします。また、非常勤職員が子の1歳に達する日以降の育児休業を取得する場合に、夫婦交替での取得をより柔軟に行うことができるように改正を行うものです。

以上、議案第5号 長野県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

当広域連合で利用しております情報処理システムにつきましては、商慣習上、複数年度にまたがる契約であることが一般的なことから、長期継続契約を締結できる契約に、これまでの機器の借入れなどに加えて、ソフトウェアの使用許諾契約と、これらに係る情報処理に関する業務を追加するものでございます。

なお、総務省からも、ソフトウェアの使用許諾契約を長期継続契約の対象とすることができる旨の通知が令和2年12月に発出されているところでございます。

以上、議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全 員 挙 手〕

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第7号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

上條業務課長。

業務課長（上條英輔君） 議案第7号 長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に基づき、被保険者均等割額の軽減判定基準額の改正を行うものです。

内容としましては、令和4年度の消費者物価指数の伸びの見通しや、国民健康保険の所得判定基準の見直しを考慮し、低所得者の生活水準が変わらなければ次年度においても軽減措置の対象となるように、被保険者均等割額の5割軽減と2割軽減の判定基準額を改めるものです。

具体的には、5割軽減の基準額中の加算額を、28万5,000円掛ける被保険者数から、29万円掛ける被保険者数に改め、2割軽減の基準額中の加算額を、52万円掛ける被保険者数から、53万5,000円掛ける被保険者数に改めます。その他、条文を整備するものでございます。

以上、条例の議案説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

最初に、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

討論を終結し、採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手

を求めます。

[全 員 挙 手]

議長（二條孝夫君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 8 号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第 8 号 令和 5 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第 8 号 令和 5 年度長野県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明を申し上げます。

一般会計予算の 1 ページをお開きください。第 1 条、予算総額は、歳入歳出それぞれ 9 億 8,435 万円と定め、第 2 条、一時借入金借入れの最高額は 8,000 万円と定めるものでございます。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算をお開きいただき、歳入を御覧いただきたいと思います。計上しております額は、1 款分担金及び負担金は 9 億 6,882 万 2,000 円、2 款国庫支出金は 30 万 3,000 円、3 款繰越金は 1,500 万円、4 款諸収入は 22 万 5,000 円でございます。

続いて、3 ページの歳出を御覧ください。1 款議会費は 82 万 7,000 円、2 款総務費は 3 億 1,035 万 3,000 円、3 款民生費は 6 億 6,802 万円、4 款公債費は 15 万円、5 款予備費は 500 万円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の一般会計予算説明書 8 ページと 9 ページの歳入のところを御覧ください。

1 款分担金及び負担金は 9 億 6,882 万 2,000 円で、広域連合を構成する 77 の市町村からの事務費負担金を計上してございます。

2 款国庫支出金は 30 万 3,000 円で、特別調整交付金でございます。

3 款繰越金は 1,500 万円で、4 款諸収入は 22 万 5,000 円を計上してございます。

引き続き歳出予算の明細を御説明申し上げます。10 ページ、11 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費は 82 万 7,000 円で、右側にございますように、議会運営に係る 1 節議員報酬、8 節費用弁償のほか、必要な経費を計上してございます。

2 款 1 項 1 目一般管理費は 3 億 992 万 9,000 円で、同じく右側にございますが、1 節会計年度任用職員報酬、3 節時間外勤務手当、12 ページ、13 ページに参りまして、13 節事務室賃借料、18 節派遣職員給与費等負担金が主なものでございます。

2 目公平委員会費は 4 万 8,000 円で、委員報酬、費用弁償を計上してございます。

2 項 1 目選挙管理委員会費は 17 万 6,000 円で、委員報酬、費用弁償、会場使用料などを計上してございます。

14 ページ、15 ページをお願いいたします。3 項 1 目監査委員費は 20 万円で、委員報酬、費用弁償などを計上してございます。

3 款 1 項 1 目老人福祉費は 6 億 6,802 万円で、27 節特別会計繰出金でございます。

4 款 1 項 1 目利子は 15 万円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上してございます。

5 款 1 項 1 目予備費は500万円でございます。

続きまして、16ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。特別職は計62人分で、給与費102万2,000円を計上してございます。

17ページに参りまして、一般職30人を対象に、給与費の合計で1,937万2,000円を計上しております。

続きまして、20ページから23ページを御覧ください。市町村負担金一覧でございます。表題にございますように、均等割10%、人口割45%、高齢者人口割45%で、各市町村の負担金額を算出した表でございます。

以上、一般会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑に入ります。質疑はありますか。

渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番渡辺正男です。ただいま説明いただきました議案書の一般会計の14ページ、歳出になりますけれども、先ほど御説明いただいた青い表紙の議案説明書32ページになりますが、今回、市町村の分担金として1億7,400万円が計上されていますが、前年対比21.9%の増額ですね。それから、そのお金が民生費ということで1億8,000万円、これが前年対比で37.1%の6億6,802万円、これが一般会計の14ページの民生費で、特別会計への事務費分の繰出金となっていますが、事務費ということは事業が増えたことによる事務費増、ということなんでしょうか。前年対比で、これは特別会計予算に入ってしまうんですけれども、特別会計の事業費が増えているのは分かるんですが、分担金として前年対比30数%増えるというのが、ほかの事業の事務費の伸びからすると、かなり大きいような気がするんですが、その辺の説明をいただければと思います。

議長（二條孝夫君） 事務局長。

事務局長（清水剛一君） ただいまの御質問の部分につきまして御説明を申し上げたいと思います。増加部分ですが、広域連合では市町村担当課と繋ぎまして後期高齢者医療制度を運営している電算システムがございます。そのシステムが実は5年に一度更改、更新されるということがございます。そのため、ある意味、5年に一度は必ずこういったお金が出てきてしまうというものでございます。

ですので、特に今回、事務量が増えたからということではなく、5年に一度システム更新の手数料がかかると。特に今回はシステムのクラウド化について国から言われておりまして、その分だけ増えたというところもございますけれども、5年に一度こういった費用がかかるというふうに御理解をいただきたいと存じます。

議長（二條孝夫君） 渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） システムのほうですね。1億8,000万円を市町村から負担していただいて、事務費ということで特別会計のほうに回っていた。それがシステム改修であったり、クラウド関係で費用がかかるということですが、次の特別会計の歳入に触れてしまいますが、その歳入がどう使われたかというのは、次のところで質問したほうがいいですかね。繰入金の内訳について説明いただきたいのですが。

1億8,000万円を特別会計へ繰り入れていますよね。それがどう使われて、どの歳出に当たったのか。クラウドについての記載は説明書にはあるんですけども、大本の予算が5年に一度の大きな予算になっているのかというのを聞きたいんですが、その次の議案、特別会計予算での質疑の 때가よいでしょうか。

議長（二條孝夫君） 事務局長。

事務局長（清水剛一君） 入り繰りがありますので、ちょうど1億8,000万円になるわけではないんですけども、青い議案説明資料で申し上げますと、34、35ページに特別会計の歳入歳出がございますが、34ページの6繰入金、一般会計繰入金、ここで一般会計からのお金を受けております。歳出のほうは、じゃあ主な費用は何かといいますと、これは事務費でございますので、要するに医療給付費のような事業費ではなくて、事務費に充てるといことで、これは市町村からお金を頂いて充てさせていただいております。

じゃあ今回増えた部分、主な歳出はどこなのかですけども、35ページの上のほうに総務費というのがございまして、右の備考欄をご覧くださいますと、国保連の業務委託料、これは例年かかる部分でございますけれども、その下の電算処理システム賃借料ですとかクラウドサービス利用料、それから電算処理システム構築業務委託料、この中の更改に係る部分が、1億8,000万円ぐらいのお金になるということでございます。

議長（二條孝夫君） 渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） すみません、特別会計のほうで質問すべきだったかもしれませんが、ただいま説明いただきましたので、特別会計のほうでは、あえて質問は控えさせていただきます。

議長（二條孝夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 15番渡辺正男です。今説明いただいたんですが、去年の予算編成のときもそうですが、何点か指摘をさせていただいて反対討論をさせていただきました。一般会計につきましては、今回マイナンバーカード関連の普及促進とか、その辺は計上されておらないので、そこにあえて発言するつもりはなくてですね、会計年度任用職員のことについて、11月の議会でも自治労連で行った全国調査を紹介させていただいて、反対をさせていただいたんですが、会計年度任用職員の制度が始まったのは2020年4月からでしたが、それまでの自治体で働く非正規公務員というのは、官製ワーキングプアとやゆされ、同一労働同一賃金というような建前に立ったところから生まれた制度でありまして、一定程度改善もされてきておるんですが、やはり実態調査の内容を見させていただきますと、自治労連では9月末まで調査されたなかで、2万2,400を超えるサンプルが集まりまして、その中で会計年度任用職員の、全体の86%で、女性労働に依存する制度になっているのが実態であります。

それと、専門性と持続性が求められる職種にまで会計年度任用職員が任用されている問題があり、これは正規職員の補助的でない業務にまで従事している実態が出てきておりますし、年収200万円未満の方が59%で、やはり官製ワーキングプアと呼ばれる状況はあまり変わっていないということでございます。

ただ、やりがいを持って仕事をしていると答えられた方が一定程度いらっしゃいますので、待遇の改善、処遇改善というのをしっかりと、制度を直しながら進めていかなければいけないと考えております。

1980年代には全国の自治体の正規職員というのは320万人いらっしゃいましたけれども、今は270万人。50万人減っておりますけれども、会計年度任用職員は60万人増えているということで、正規職員の業務を代替しているというような実態もございます。

また、処遇の中で、検討は始まっているんですが、勤勉手当の問題ですとか、任期の定めのない職員としての位置づけ、そういった法改正も求められると思います。徐々に改善はされてきていますが、まだまだ不十分であるということと、当広域連合の特殊性を考えますと、先ほど最初に申し上げました専門性と持続性、やはり正規職にある職員が対応されるほうがいいんじゃないかということで、この会計年度任用職員を含む部分について、反対というよりは、改善を求める立場から反対とさせていただきます。

議長（二條孝夫君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 以上で討論を終結いたします。

採決に入ります。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（二條孝夫君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号、上程、提出者説明、質疑、討論、採決

議長（二條孝夫君） 次に、議案第9号 令和5年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

理事者の説明を求めます。

事務局長。

事務局長（清水剛一君） 議案第9号 令和5年度長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

特別会計予算の1ページを御覧ください。第1条、予算総額は歳入歳出それぞれ3,108億4,747万2,000円と定め、第2条、一時借入金借入れの最高額は100億円と定め、第3条、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合に、同一款内で各項の間の経費の金額を流用することができることとするものでございます。

2ページの第1表歳入歳出予算をお開きいただきまして、歳入を御覧ください。計上しております額は、1款市町村支出金は546億5,222万8,000円、2款国庫支出金は1,014億8,930万8,000円、3款県支出金は263億8,461万3,000円、4款支払基金交付金は1,237億4,464万2,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金は1億2,055万2,000円、6款繰入金は6億6,802万円、7款繰越金は35億円、8款諸収入は2億8,810万9,000円でございます。

続きまして、3ページの歳出を御覧ください。1款総務費は7億989万8,000円、2款保険給付費は3,078億3,922万7,000円、3款特別高額医療費共同事業拠出金は2億3,281万1,000円、4款保健事業費は15億4,686万8,000円、5款公債費は934万3,000円、6款諸支出金は2,564万円、7款予備費は4億8,368万5,000円でございます。

続きまして、歳入予算の明細を御説明申し上げます。黄色い中表紙の特別会計予算説明

書の 8 ページ、9 ページの歳入のところを御覧ください。

1 款市町村支出金は546億5,222万8,000円で、療養給付費などに充てるための保険料、保険基盤安定分及び療養給付費負担金でございます。

2 款国庫支出金は1,014億8,930万8,000円で、1 項国庫負担金は、療養給付費及び高額医療費に係る負担金751億9,281万5,000円、2 項国庫補助金は、1 目の調整交付金から 3 目の災害臨時特例補助金までの262億9,649万3,000円でございます。

3 款県支出金は263億8,461万3,000円で、療養給付費及び高額医療費に係る負担金を計上しております。

4 款支払基金交付金は1,237億4,464万2,000円で、療養給付費に係る現役世代からの支援金でございます。

5 款特別高額医療費共同事業交付金は 1 億2,055万2,000円で、特に高額な医療費につきまして、財政調整のため交付されるものでございます。

6 款繰入金は 6 億6,802万円で、一般会計からの繰入金であります。事務費に充てる財源として計上してございます。

7 款繰越金は35億円を計上しております。

10ページ、11ページに参りまして、8 款諸収入は 2 億8,810万9,000円で、1 項延滞金、加算金及び過料1,000円、2 項預金利子40万円並びに 3 項雑入は第三者納付金など 2 億8,770万8,000円を見込んでおります。

引き続き歳出予算の明細を御説明申し上げます。12ページ、13ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費は 7 億989万8,000円で、後期高齢者医療制度を運営するための事務経費を計上しております。主なものは、右側説明欄にございますように、11節通信運搬費、12節被保険者証等作成委託料、電算処理システム運用委託料、国保連合会業務委託料、電算処理システム構築業務委託料、13節電算処理システム機器賃借料並びに18節国保連合会負担金でございます。

14ページ、15ページのほうに参りまして、2 款保険給付費は3,078億3,922万7,000円で、1 項療養諸費は、1 目療養給付費から 4 目の審査支払手数料までの3,029億5,441万円、2 項高額療養諸費は、1 目高額療養費及び 2 目高額介護合算療養費の37億5,301万7,000円を計上してございます。

3 項その他医療給付費は、1 目葬祭費及び 2 目傷病手当金の11億3,180万円を計上しております。

3 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業拠出金は 2 億3,263万7,000円で、1 件400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分につきまして、全国の広域連合が拠出して財政調整をするものでございます。2 目特別高額医療費共同事業事務費拠出金は17万4,000円で、その事務費に係る拠出金でございます。

16ページ、17ページに参りまして、4 款 1 項 1 目健康診査費は 8 億2,593万3,000円で、歯科口腔健診事業業務委託料、市町村が実施いたします健康診査事業に対する補助金などを計上してございます。

2 目その他健康保持増進費は 7 億926万5,000円で、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料などを計上してございます。

2 項 1 目医療費適正化推進事業費は1,167万円で、重複・頻回受診者等指導業務委託料

及びフレイル予防等指導事業委託料を計上してございます。

5 款 1 項 1 目利子は934万3,000円で、一時借入金を借り入れた場合の支払利子を計上してございます。

6 款 1 項 1 目保険料還付金は2,553万9,000円で、過誤納金を還付する場合の償還金でございます。

18ページ、19ページに参りまして、2 目還付加算金は10万円で、還付に期間を要した場合の加算金を計上しております。3 目償還金は、一部負担金の負担相違に係る差額返納金などとして、科目存置の1,000円を計上してございます。

7 款 1 項 1 目予備費は4 億8,368万5,000円を計上いたしました。

続きまして、20ページをお開きください。給与費明細書を御説明申し上げます。一般職の計3 人分で、給与費969万7,000円を計上しております。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。市町村負担金一覧表でございます。療養給付費負担金、それから保険料等負担金は、いずれも療養給付費などに充てるためのものでございます。

療養給付費負担金は、各市町村の被保険者の療養費のうち、現役並み所得者の給付費を除いた一般被保険者の給付費の12分の1に相当する額でございます。

保険料等負担金は、各市町村の被保険者から徴収する保険料、これは（B）でございす、と低所得者などの保険料軽減賦課に係る保険基盤安定分（C）の部分ですが、この合計額となっております。

77市町村の負担金額は記載のとおりでございます。

以上、特別会計予算の議案の説明を申し上げます。御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（二條孝夫君） 以上で説明が終わりました。

これより本件に対する質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 本案については反対の立場から討論させていただきます。

先ほどの一般会計でも申し上げましたが、会計年度任用職員の問題については、ここでは省かせていただきます。同様の理由になります。一部負担金2割となった方が、被保険者全体の約2割で、7万人近い皆さんが負担増になったと。経過措置は続いておりますが、将来的には無くなっていくことが大いに考えられますし、2割負担の方々が、また、対象となる所得のライン、それがどんどんと下げられていくことで、2割の人たちが増えていくような形で今後はやられていくのではないかとこのことを危惧していますし、後期高齢者の皆さんが2割になったことで、今度は介護保険のほうも今後2割負担にしていくんだというような流れの道筋をつくったという面もあります。一部の方々が2割負担という形になったことへの反対、その窓口での負担が2割となった方々の保険料を含んで、それを前提として出来上がったこの特別会計については反対の立場で臨みたいと思います。以上

です。

議長（二條孝夫君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（二條孝夫君） 討論なしと認めます。

それでは、これより採決に入ります。本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔多 数 起 立〕

議長（二條孝夫君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（二條孝夫君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました案件は全て終了いたしました。

ここで定例会の閉会に当たり、羽田広域連合長から挨拶を受けることといたします。

羽田広域連合長。

広域連合長（羽田健一郎君） 2月定例会の閉会に当たりまして、御礼の御挨拶を申し上げます。

本日提出いたしました案件につきまして、原案どおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

さて、一昨年（2019年）の3月31日に広域連合長に就任してから、早いもので、この3月に2年の任期を迎えることとなりました。この間、市町村との連携の下、県下約36万人に及ぶ被保険者の健康保持増進を支える医療保険者として、安定的で適正な制度運営を心がけてまいりました。

今後の医療保険制度を見据えますと、団塊世代の順次75歳到達に伴い、被保険者数が急増する中、増加する医療費を全ての世代で公平に支え合う仕組みが求められており、後期高齢者においても、その負担能力に応じた負担が求められていくことが予想されます。

そのような中でも、高齢者の皆様が安心して必要な医療を受け、地域で健康的な生活を送っていただけるよう、広域連合と構成市町村とが一体となって制度の安定運営に努めるとともに、フレイルや生活習慣病の重症化予防を目的とした保健事業の取組を一層推進していかなれることを切に願っております。

加えまして、議員の皆様におかれましては今定例会が任期最後の定例会となります。この間、長野県の後期高齢者の皆様の安心と健康を支える後期高齢者医療制度の運営に対し、御指導・御鞭撻を賜りましたことに心より御礼を申し上げますとともに、引き続き本広域連合の運営に格段の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

暦の上では立春を迎えましたが、まだまだ朝夕厳しい寒さが続いております。各市町村におかれましては、予算議会が控えておりますので、議員の皆様には健康に十分御留意をいただきまして、ますますの御活躍を御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（二條孝夫君） 議員任期最後となります定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、2年間にわたり円滑な議事運営に御協力を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。今後も皆様方、健康に十分留意され、ますます御活躍され

ますことを心から祈念を申し上げます。

以上をもちまして、令和5年2月長野県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時03分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 二條 孝夫

署名議員 下平 喜隆

署名議員 渡邊 光